

藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について  
 藤沢市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例  
 藤沢市自転車等駐車場条例（平成8年藤沢市条例第27号）の一部を次のように  
 改正する。

別表第1 善行駅西口自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

藤沢本町駅自転車 駐車場	藤沢市藤沢四丁目6309 番8	自転車	午前零時から 午後12時まで
藤沢本町駅第2 自転車駐車場	藤沢市藤沢四丁目6346 番1	自転車	午前零時から 午後12時まで

別表第2 善行駅西口自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

藤沢本町駅自転車 駐車場	定期利用	1月	1,500円		
		3月	4,500円		
		6月	9,000円		
	一時利用	1回	100円		
藤沢本町駅第2 自転車駐車場	定期利用	1月	1,500円		
		3月	4,500円		
		6月	9,000円		
	一時利用	1回	100円		

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める  
 日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、藤沢本町駅の周辺に新設する有料自転車駐車を公共の用に供する必要がある。